



# 新勤評反対訴訟団ニュース 第25号

09年 3月14日  
新勤評反対訴訟団  
事務局

〒530-0047  
大阪市北区西天満4丁目3-3  
星光ビル1階  
連絡先：06-6311-1250

いま 大阪の教育があぶない！3・28集会！

～はね返そう！「新勤評反対訴訟」12・25不当判決～

講演：福田 誠 治さん（都留文化大学教授）

「子どもたちに『未来の学力』を」

報告：「新勤評反対訴訟」不当判決をはね返そう  
新勤評反対訴訟団弁護団、事務局

日時：3月28日（土） 午後1時～4時30分

場所：中央区民センター・ホール 地下鉄堺筋本町 3番出口

会場費：1000円（学生500円、高校生以下無料）

## 今回の講演について

大阪の教育現場では、教員の「評価・育成システム」によって、これまでの憲法、教育基本法に基づいてなりたってきた教育が崩されようとしています。子どもとの直接のかかわりを中心にした教育から行政による上意下達の教育へ、その要にあるのが、「教員評価」システムです。子どもたち一人ひとりにとっての教育がどうあるべきかを抜きにした「学校目標」の押しつけとそれに基づく「評価」が、子どもたちの『未来の学力』にどのように作用しているのかを今回の講演は解き明かそうとしています。私たちが「教職員評価・育成システム」に反対する理由の根本は、ここにあります。行政の不当な教育介入と強制がもたらすものは、子どもたちの教育を受け

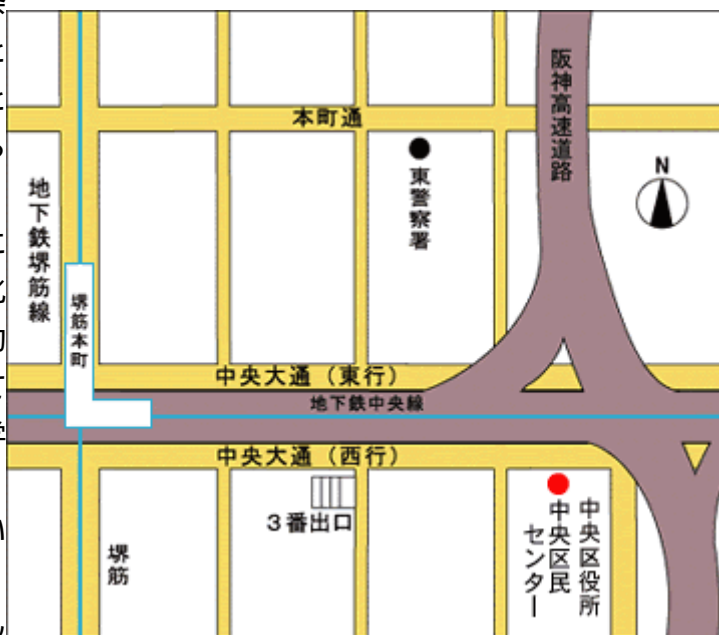
る権利の侵害であることを3.28集会は明らかにしようとしています。

控訴審段階に入った訴訟団の闘いは、新たな一步を踏み出します。このスタートに多くのみなさんの協力と参加をお願いします。

教育行政は本来の責務である、教育諸条件の整備拡充をどんどん切り捨て、一方で教育内容の介入を強行しています。行政による教育を押しつけるためには、教員がそれに従わなければなりません。支配と統制が「評価・育成システム」を軸に進められています。教育の行政支配と教委・校長・教員の動きを象徴的に示したのが、全国学力テスト問題です。橋下知事は、学テ成績の公表に反対する地域教育行政や教育現場を徹底して批判しました。子どもたちの置かれている地域ごと、家庭ごと個人個人で異なる学習環境や生活諸条件を抜きに、単に「成績を上げる」競争が正しいとする短絡的で一方的な価値観を反対者を蹴散らす形で押しつけました。

新勤評反対訴訟は地裁で敗訴しました。地裁裁判官が教育行政の「裁量権」を拡大解釈した結果です。判決の論理でいけば、橋下の反対者を蹴散らす強制も「裁量権」で片づけられてしまいます。判決は子どもたちや保護者、教員の憲法によって保障された権利が不当に侵害されている事実を訴えているにもかかわらず、教育行政による「裁量権」の拡大解釈に逃げ込んで憲法判断を完全に回避しました。子どもたちの「学力」問題ひとつとっても、一人ひとりの権利を「国策」のために制約することが未来に向かって何をもたらすのかが、憲法に踏み込んで明らかにされなければなりません。5年後10年後に歴史的に重大な過ちにならないのかどうか、今見通さなければならぬのです。行政のトップは、権力で蹴散らして自分の価値観に基づく、「政策」を押し通せば、政治的に「高評価」なのでしょう。しかし、その被害を子どもたちは「自己責任」として背負わされるのです。福田誠治さんは『格差をなくせば学力世界一』ということで、「世界で（日本で、地域で、学校で）一番になる」教育のあり方を批判し、格差と競争の教育ではなく、子どもたちの自立した「学び」にこそ『未来の学力』があることを明らかにしました。子どもたちの自立した「学び」を支援すること、どのように「学び」を具体化するかを学校にまかせること、教育行政はその為の教育条件整備に責任を持つこと、まさに憲法と教育基本法を活かし実践し支援することこそ、『未来の学力』の鍵を握っているのです。

大阪の教育行政は、学力の定義を単に過去の「知識」の獲得量を規準に単純化し、テスト成績をものさしとする即効的な競争至上主義で成果をあげようとしています。「百マス計算」「モジュール学習」「ニンテンドーDS」等全部が、「これをやれ」で上からの強制です。いかに利潤を上げるかの「よのなか科」も、土日の講習も、「夜スベ」も、みん



なそうです。高校では「進学実績」を中心にした学校毎の予算配分差別が奨励されつつあります。これらに取り組んだかどうか、当面の「評価・育成システム」の「評価」軸に据えられることは明らかです。講演は、教員評価問題と「未来の学力」の関係を解き明かします。

## 職場で議論を！

### ILO・ユネスコ 教員の地位に関する勧告 と弁護士会勧告・要望の遵守を求めて

昨年10月29日、ILO・ユネスコ共同専門家委員会は、訪日調査を含む6年間にわたる調査・検討に基づく報告と勧告文書を公表しました。訴訟団は、昨年4月26日、来阪したILO・ユネスコ共同専門家委員会の調査に応じ、大阪の教職員評価システムの不当性を実例をあげて訴えました。その文書では、大阪府の「教職員評価育成システム」がILO「教員の地位に関する勧告」に抵触する可能性があるとして厳しく批判しています。報告は同委員会が2003年に勧告し、2005年・2006年にも同様の報告をおこなったにもかかわらず、日本政府や教育委員会が何らの是正措置もとらないことに対する再警告の意味を含みます。

専門委員会は、「教員の給与と意欲に関連することが明らかになった教員評価システム」を「教師の専門家としての高い水準を強い責任性、イニシアチブおよび自律性を基礎に、質のよい学習の利益のために評価システムを活用する最善の方法についての幅広い専門家の助言に基づいて」「徹底的に検証すべき」とし、「業績評価に由来する教員の報償、労働条件に影響を及ぼす事項については、最終的には合意に至る交渉でなくてはならない」と教職員団体との「合意」に至るまでの交渉を要求しています。また、「検証と修正」が「日本固有の特質として名高い同僚性と（教育）専門職としての協同に基づいてなされるべきである」と勧告しています。さらに「一連の手続きにおいて、教員団体の代表が参加し、またすべての教員にその経過が知られること」を前提に、不服申し立て制度について（教員団体との）合意形成を追求することを要求しています。

また、大阪弁護士会も、昨年11月、府教委に対する勧告を行っています。同会は、06年にも現行制度のままでは「評価」の公正性、公平性が確保できないことを指摘し、システムの改善を求める「要望書」を大阪府教委に提出していました。今回の勧告は、「要望」を無視した結果の人権侵害を強く批判する内容です。勧告は、思想信条を理由として「C評価（5段階の下から2番目）」を付けた府立高校T教諭の「評価」を撤回し、苦情審査機関の第三者機関化等、制度の見直しを求める具体的なものです。私たち訴訟団事務局では、この勧告を昨年来府下の全公立学校1700校の分会長と校長に送付しています。

これらの事については、システムの根幹の問題になっています。これらについて私たちは皆さんと議論をしていきたいと考えています。

#### 「新勤評反対訴訟」Webサイト

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinpyo-saiban/>

**高裁に控訴理由書を提出！**

**いよいよ裁判は控訴審段階に！**

**新勤評反対訴訟団の控訴審の日程が確定しました。**

**控訴審も引き続いてご支援をお願いします。！**

**5月14日（木）**

## **第1回 控訴審法廷への参加を**

**大阪高裁202号法廷（これまでと同じ）10時開廷**

**（9時30分 1階ロビー集合）**

昨年12月25日の第一審の不当な判決を承けて、1月7日に第一審の原告105名全員が控訴手続きをおこないました。2月14日の訴訟団会議での原告、支える会の会員などによる真剣な議論を踏まえ、3月10日、3人の弁護団を中心に原告団の総力を挙げた控訴理由書が完成しました。即日、大阪高等裁判所に提出しています。

控訴理由書の内容は、地裁判決が憲法と教育基本法に踏み込んだ判断を避けたことについての全面的な反論を行い、本件システムを憲法23条（教授の自由）と憲法26条（教育の権利）によって保障された子どもと教員の権利を侵害するものであることを新たな切り口から批判しています。原審で我々が陳述、立証してきた事実についての認定及び判断をいっさい行わず「裁量権」の拡大解釈によって正当化した原判決の不当性を批判しています。大阪弁護士会勧告やILO・ユネスコ勧告等の判断も、控訴理由書に大きく取り入れています。自己申告書の提出義務を課すことが、憲法23条に基づく教授の自由、憲法26条が保障する子どもの教育を受ける権利に対応する教師の教育の自由、教育基本法16条1項からの不当な支配に服することなく教育を行う自由を侵害し、また学校教育法37条、ILO・ユネスコ勧告等にも違反することを明らかにしています。憲法23条について、「教授の自由」を制約する本件システムは教員の「自由権」としての権利を侵害しており、社会権よりも厳格な違憲審査が必要であるにもかかわらず、違憲審査を回避「裁量権」の枠内に逃れた原審での判断の不当性を明らかにしています。本件訴訟の争点である「学校教育目標」の支配性について原判決では旭川学テ判決の「大綱的規準」と同列化し支配にあたらぬとしたが本件システムの自己申告は、具体的な教育内容まで支配が及びます。旭川学テの最高裁判決における、「一定程度の教育の自由」について、子どもの学習する権利を充足させる権利との関係で教員にどのような教授の自由が成立するか、「評価・育成システム」がこれをどのように侵害するのか等、より踏み込んだ主張を展開しています。子どもの教育を受ける権利を保障する憲法26条には、さらに踏み込んだ議論を提起しています。今後の控訴審の法廷にも、多くの皆さんの参加をお願いします。さらに訴訟団の取り組みへのご協力とご支援をお願いいたします。